

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                 |
|-------|----------------------|
| 33    | 妊婦のための支援給付事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草加市は、妊婦のための支援給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

草加市長

## 公表日

令和7年11月27日

## I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 妊婦のための支援給付事務   |
| ②事務の概要                   | <p>●事務全体の概要<br/>子ども・子育て支援法(以下「法」という。)に基づき、妊婦のための支援給付に関する事務を行う。</p> <p>●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容<br/>・妊婦給付認定の申請受理及び認定に係る審査等<br/>・妊婦認定の取り消し<br/>・妊婦給付金の支給</p>  |
| ③システムの名称                 | 健康管理システム、番号管理連携システム、中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 出産応援給付金資格管理              |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br/>(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条第1項(利用範囲) 別表 127の項</p>  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | <p>〔 実施する 〕</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>   |
| ②法令上の根拠                  | <p>(番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)<br/>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「妊婦のための支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(42、125、155、161の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)<br/>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(特定個人番号利用事務)に「子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付」が含まれる項(155の項)</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | こども未来部こども家庭課   |
| ②所属長の役職名                 | 課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| —                        |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | <p>郵便番号340-8550<br/>埼玉県草加市高砂1-1-1<br/>こども未来部こども家庭課又は総務部庶務課<br/>【こども家庭課】048-941-6791 【庶務課】048-922-0954</p>  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | <p>郵便番号340-8550<br/>埼玉県草加市高砂1-1-1<br/>こども未来部こども家庭課<br/>048-941-6791</p>  |
| 9. 規則第9条第2項の適用           |  |
| 適用した理由                   | [ ]適用した  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年12月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年12月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |  |
|--|-----------|--|
| <p>〔 基礎項目評価書 〕</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> |           |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | 〔 十分である 〕 | <p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p> |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か  | 〔 十分である 〕 | <p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p> |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か  | 〔 十分である 〕 | <p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p> |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | 〔 十分である 〕 | <p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p> |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | 〔 〕       | <p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p> |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | 〔 十分である 〕 | <p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p> |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | 〔 十分である 〕 | <p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p> |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

|                             |                     |   |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

|                       |  |   |
|-----------------------|--|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [      十分である      ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                 | マイナンバー利用事務については、本人からのマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーが正しいか確認をしている。本人からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基照会の際は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 |   |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <b>9. 監査</b>   |  |  |  |
| 実施の有無  | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査  |  |  |
| <b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>  |  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | <p>[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている<br/>2) 十分に行っている<br/>3) 十分に行っていない</p>  |  |  |
| <b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |  |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策   | <p>[ <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>2) 目的を超えた紐付け・事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br/>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br/>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br/>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br/>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br/>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br/>9) 従業者に対する教育・啓発</p> |  |  |
| 当該対策は十分か【再掲】   | <p>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>   |  |  |
| 判断の根拠  | 個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることとされており、個人番号を取り扱うに当たり、情報の漏えい等の防止のため、決められた場所に鍵をかけ紛失しないよう保管し、徹底した管理をしている。異動等で職員の入れ替わる際には管理方法等の周知を徹底をしている。また、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行い、廃棄した記録を保存することとしている。  |  |  |

## 变更箇所